

様

---

医療法人慈公会  
orangelemon ナーシング



訪問看護利用契約書

重要事項説明書

加算・実費に関する説明

個人情報の使用に関する同意書



## 訪問看護利用契約書

本契約は、表紙に記載のある契約者（以下「契約者」という）と医療法人慈公会（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から提供される訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

### 第一章 総則

#### 第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の療養生活を支援し、心身の健康の維持回復を目指すことを目的として、第5条及び第6条に定める訪問看護サービスを提供します。
2. 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたっては、契約者の要介護状態区分及び契約者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。
3. 事業者が契約者に対して実施する訪問看護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下、「訪問看護計画書」という）は、別紙「サービス利用書等」に定めるとおりとします。

#### 第2条（契約期間）

介護保険：本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

医療保険：この契約期間は、主治医の訪問看護指示書の契約期間から始まり、指示期間の終了までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は継続するものとします。

### 第3条（訪問看護サービスの決定・変更）

1. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問看護計画書を作成するものとします。
2. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は、訪問看護計画について、計画者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問看護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、訪問看護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提供し主治医と密接な連携を図ります。

### 第5条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問看護師等を派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 第6条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問看護サービスを提供するものとします。
2. 事業者は第1項及び第2項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。
3. キャンセル料について  
ご利用日の1時間前までにご連絡がなかった場合、一律500円をお支払い頂きます。

### 第7条（訪問看護師の交替等）

1. 本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス事業に従事し、病状の観察、清拭・洗髪・床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事（栄養）指導管理、排泄の介助・管理、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族への介護支援・相談等を行う、看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の専門職員をいうものとします。
2. 本契約において「サービス従業者」とは訪問看護師のことであり、事業者が訪問看護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
3. 契約者は選任された訪問看護師の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
4. 事業者は、訪問看護師の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### 第8条（サービスの実施）

1. 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
2. サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
3. 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第9条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が居宅介護サービス費として市区町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という）の限度において、契約者に代わって市区町村から支払いを受けます。
2. 契約者は、第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。但し契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん払うものとします。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が払い戻しされます。）
3. 第6条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
4. サービス利用料金は毎月1か月単位とし、当該月分を翌月にご請求とさせていただきます。
5. 支払は翌月末にお支払いいただきます。あらかじめ指定された方法でお支払いください。

#### 第10条（利用の中止、変更、追加）

1. 契約者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るもの

とします。

2. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

#### 第11条（サービス内容の変更）

1. 事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
2. 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

#### 第12条（利用料金の変更）

1. 第9条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
2. 第9条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う2カ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第13条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス事業者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、サービス実施日において、訪問看護師により契約者の体調・健康状態をみて必要な場合には、契約者又はその家族等から聴取・確認の上で訪問看護サービスを実施するものとします。
3. 事業者はサービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
4. 事業者は、契約者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

#### 第14条（守秘義務等）

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身の情報を提供できるものとします。
3. 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第 15 条（訪問看護の禁止行為）

訪問看護師は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (A) 契約者若しくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- (B) 契約者の家族等に対するサービスの提供
- (C) 飲酒及び喫煙
- (D) 契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (E) その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

#### 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

##### 第 16 条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 14 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して相当と認められるときに限り、損害賠償を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

##### 第 17 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (A) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (B) 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (C) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (D) 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

##### 第 18 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事故の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

#### 第五章 契約の終了

##### 第 19 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (A) 契約者が死亡した場合
  - (B) 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
  - (C) 事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - (D) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - (E) 第 20 条から第 22 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 20 条（契約者からの中途解約）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は本契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通達するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - (A) 第 12 条第 3 項により本契約を解約する場合
  - (B) 契約者が入院した場合
  - (C) 契約者に係るサービス計画（ケアプラン）が変更された場合

#### 第 21 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者若しくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (A) 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しなかった場合
- (B) 事業者もしくはサービス従業者が第 14 条に定める守秘義務に違反した場合
- (C) 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者若しくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第 22 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (A) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実な告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (B) 契約者による第 9 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (C) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはサービス従業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (D) 契約者が、正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合

#### 第 23 条（清算）

第 19 条第 1 項第二号から第五号により、本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務、その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約

終了日から1週間以内に清算するものとします。

## 第六章（その他）

### 第24条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等から苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

## 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第37号第8条に基づいて、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項を説明いたします。

### 1. 事業所概要

- (1) 法人名 医療法人慈公会
- (2) 所在地 埼玉県戸田市笹目 2-7-29
- (3) 電話 048-485-1505
- (4) FAX 048-485-1524
- (5) 代表者 理事長 公平 誠

### 2. 運営方針

- (1) サービスの提供にあたって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復・清潔機能の維持又は向上を目指します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとします。
- (4) サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明することに努め、サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

### 3. 事業の運営

- (1) サービスの提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護の提供を行います。
- (2) サービスの提供にあたっては、事業者の従事者によって行われるものとし、第三者への委託は行わないものとします。

### 4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日9時から18時
- (3) その他 常時、電話等により連絡可能な体制とします。  
連絡先： 048-485-1505

## 5. 通常のサービスの実施地域

通常のサービスの実施地域は、戸田市、蕨市、川口市、和光市、さいたま市の一部（南区、浦和区、桜区）

## 6. 従業者の職種及び業務内容

### (1) 管理者：1名

従事者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮を行います。

### (2) 看護師：2.5名以上

事業所の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、訪問看護指示書に基づき訪問看護を行います。

### (3) 理学療法士・作業療法士

指示書に基づき、運動機能、日常生活能力の維持・向上を目的としたリハビリテーションを行います。

## 7. サービス内容

### (1) 医師の指示による医療処置

### (2) 病状の観察

- ・病気や障害の状態を観察、助言
- ・血圧、体温、脈拍などのチェック

### (3) リハビリテーション

- ・運動機能、日常生活機能の維持・向上を目的としたリハビリテーション

### (4) 認知症の対応

- ・認知症状に対するリハビリテーションを含めた対応、相談、援助

### (5) 医療機器の操作援助、管理

- ・在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、胃管、ストーマ等の管理

### (6) 服薬指導

- ・服薬についての指導、相談

### (7) 褥瘡の予防、処置

- ・褥瘡部の処置
- ・体位変換等の指導

### (8) ターミナルケア

- ・痛みの指導
- ・療養環境の調整
- ・本人、家族の精神的支援

### (9) 生活指導（相談・援助）

### (10) 家族指導（相談・援助）

8. サービス利用料及びその他の費用

- (1) サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の料金（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算し、お支払いいただきます。なお、医療保険の場合は、診療報酬の料金となります。  
 ※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下の通りとなります。  
 末期の悪性腫瘍、多発硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、  
 パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症）、  
 パーキンソン病（ホーエン・ヤール重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、  
 脊髄性筋萎縮症、副腎白質ジストロフィー、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、頸髄損傷、後天性免疫不全症候群、人工呼吸器を使用している状態
- (2) その他、処置に要した備品に係る費用については、実費となります。  
 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付します。
- (3) サービスの提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名捺印をしていただきます。
- (4) 費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名捺印をしていただきます。

介護保険

【基本料金】（戸田市5級地 1単位=10.70円）

所要時間	看護師・保健師が訪問した場合							
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満	
	訪問看護 314単位	介護予防 303単位	訪問看護 471単位	介護予防 451単位	訪問看護 823単位	介護予防 794単位	訪問看護 1128単位	介護予防 1090単位
通常	3,360円	3,242円	5,040円	4,826円	8,806円	8,496円	12,070円	11,663円
1割	336円	324円	504円	483円	880円	850円	1,207円	1,166円
2割	672円	648円	1,008円	965円	1,761円	1,699円	2,414円	2,333円
3割	1,008円	973円	1,512円	1,448円	2,642円	2,549円	3,621円	3,499円

【加算】

1単位：10.70円

加算項目	利用者負担				
	費用額（10割）	1割	2割	3割	

特別管理加算 月1回	(I)500単位	5,350円	535円	1,070円	1,605円
	(II)250単位	2,675円	268円	535円	803円
ターミナルケア加算 1回	2,500単位	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円
複数名訪問加算 I (30分未満)月1回	254単位	2,718円	272円	544円	815円
複数名訪問加算 I (30分以上)月1回	402単位	4,301円	430円	860円	1,290円
長時間訪問看護加算(所要時間の 通算が1時間30分を超えた場合) 1回につき	300単位	3,210円	321円	642円	963円
初回加算 新規1回	300単位	3,210円	321円	642円	963円
退院時共同指導加算 退院につき1回	600単位	6,420円	642円	1,284円	1,926円
緊急時訪問看護加算	574単位	6,142円	614円	1,228円	1,843円

その他の費用

死後の処置	30,000円
-------	---------

医療保険

【基本利用料(看護師によるサービス提供1回につき)】

同日にサービス提供する 同一建物居住者数	週あたり回数	(訪問看護基本療養費)	割引率		
			1割	2割	3割
1~2人	週3日まで	5550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6550円	655円	1,310円	1,965円
3人以上	週3日まで	2780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3280円	328円	656円	984円

訪問看護 管理療養費	サービス内容			割引率		
	安全な提供体制が整備されかつ 主治医との連携、訪問看護の実施 に関する計画的な管理を継続し て行った場合に算定			1割	2割	3割
	従来型	月の初回	7670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降 /日		3000円	300円	600円	900円

加算項目	サービス内容			自己負担額		
				1割	2割	3割
※1 難病等複数回 訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等、急 性増悪等により特別訪問看護指示	2回/日	4500円	450円	900円	1,350円

	書が交付された利用者に算定	3回以上/日	8000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護・ 指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要するもの に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場 合に、週1日を限度として算定		5200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護・ 指導加算	利用者又はその家族の同意を得、 同時に複数の看護師等が訪問看護 を行った場合に算定	看護師	4500円	450円	900円	1,350円
		准看護師	3800円	380円	760円	1,140円
訪問看護特別管理 加算 I	・在宅悪性腫瘍もしくは在宅気管切開患者指導管 理を受けている ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを挿入 している 上記利用者に計画的な管理を行った場合、月1回 算定		5000円	500円	1,000円	1,500円
訪問看護特別管理 加算 II	・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、 中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿 持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧患 者指導管理を受けている ・人口肛門又は人口膀胱を造設している ・真皮を超える褥瘡 ・点滴注射を週3日以上行う必要がある 上記利用者に計画的な管理を行った場合月1回算 定		2500円	250円	500円	750円
24時間対応体制 加算	訪問看護ステーションが利用者やその家族等から の電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要 に応じて緊急時の対応を行うことができる体制を 評価する加算 月に一回算定		6520円	652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護 加算	訪問看護ステーションが主治医からの指示等を受 けて計画外の訪問を行った時に算定できる加算。1 日一回算定。		2650円	265円	530円	795円
在宅患者連携指導 加算	医療関係職種間で月2回以上、文書等により情報 共有をし、その情報を踏まえて療養上必要な指導 を利用者に行った場合に算定		3000円	300円	600円	900円
※1※4訪問看護情 報提供療養費 I～III	関係機関からの求めに応じて、利用者またはその 家族の同意を得て、訪問看護を行った日から2週 間以内に関係自治体、学校、保健医療機関等に対 して、訪問看護に関する情報提供をした場合に算		1500円	150円	300円	450円

	定				
退院時共同指導 加算	退院後初回の訪問看護に1回（厚労省が定める疾病※1に限り2回）在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した際に算定	8000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算	退院日に療養上必要な指導を行った場合に、退院日翌日以降初日に行われた際に算定	6000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者緊急時 カンファレンス 加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定	2000円	200円	400円	600円
医療DX情報活用 加算	オンライン資格確認によって診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回算定	50円	5円	10円	15円
ターミナルケア療 養費Ⅰ	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定	25000円	2,500円	5,000円	7500円
ベースアップ評価 料		780円	78円	156円	234円
機能強化型訪問看 護管理療養費Ⅲ		8700円	870円	1740円	2610円

※医療保険による訪問は原則1回/日、3回/週までです。

ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週4日以上以上の訪問が可能です。

※1 末期の悪性腫瘍、多発硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症）、パーキンソン病（ホーエン・ヤール重症度分類がステージ3以上であり、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、脊髄性筋萎縮症、副腎白質ジストロフィー、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、頸髄損傷、後天性免疫不全症候群、人工呼吸器を使用している状態

※2 悪性腫瘍等患者指導管理、気管切開患者指導管理を受けている状態にある方。

※3 真皮を超える褥瘡、訪問点滴注射管理指導料を算定している方、

医師より以下の指導管理を受けている状態にある方

自己腹膜灌流指導管理、血液透析指導管理、酸素療法指導管理、中心静脈栄養法指導管理、成分栄養経管栄養法指導管理、自己導尿指導管理、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理指導管理、肺高血圧症患者指導管理

※4 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレの使用、留置カテーテルの使用、在宅自己

腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人口呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門、人口膀胱の設置、真皮を越える褥瘡、在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定、精神障害を有する方、15歳未満の小児

#### その他の費用

交通費 * 通常事業の実施地域を超えた利用の場合	5 km未満	110 円
	5 km以上	220 円

\* 必要に応じコインパーキングを使用した場合実費をご負担いただきます。

死後の処置	30,000 円
-------	----------

#### 9. 利用料の支払いについて、法定代理受領でない場合

上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収証」を添えてお住まいの市区町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行なってください。

#### 10. 支払方法

サービス利用料金は毎月1か月単位とし、当該月分を翌月にご請求とさせていただきます。翌月末までに当月分の料金をお支払いください。

##### 11. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意してください。
- (2) 体調に異変があった場合は、速やかに申し出てください。

##### 12. 緊急時における対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。
- (2) 利用者に対してサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援介護事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

##### 13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 一般社団法人 全国訪問看護事業協会（取扱：三井住友海上火災保険株式会社）

保険名 訪問看護事業者賠償責任保険

補償の概要 事業者賠償責任（身体障害 財物損壊 人格権侵害 管理受託物 被害者治療費等）

#### 1 4. 虐待防止に関する事項

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他、虐待防止のために必要な整備

(2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又はご家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとします。

#### 1 5. 苦情処理

サービス提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。

【常設窓口】 orangelemon ナーシング TEL：048-485-1505

【受付時間】 9時00分から18時00分

【担当者】 看護師 角田 智子

【埼玉県】 埼玉県医療安全相談窓口 TEL 048-830-3541

【受付時間】 9：00～12：00 13：00～16：00 （月曜日～金曜日）

【担当】 保健医療部医療整備課医務担当・医療安全相談担当

【戸田市】 戸田市健康長寿課 TEL048-441-1800

【蕨市】 蕨市健康福祉部介護保険室（介護保険担当） TEL048-433-7835

【川口市】 川口市介護保険課（事業者係） TEL048-259-7293

【和光市】 和光市長寿あんしん課（介護保険担当） TEL048-424-9125

【さいたま市】 さいたま市介護保険課（介護保険係） TEL048-829-1264

【さいたま市 南区】 さいたま市南区高齢介護課 TEL048-844-7178

【さいたま市 浦和区】 さいたま市浦和区高齢介護課 TEL048-829-6153

【さいたま市 桜区】 さいたま市桜区高齢介護課 TEL048-856-6178

【埼玉県国民健康保険団体連合会】 苦情申し立て窓口 TEL048-824-2568

【受付時間】 8：30～12：00 13：00～17：00

#### 1 6. 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 17. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定(介護予防)訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防)訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 18. サービス提供の記録

- (1) 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを終了した日から2年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定介護予防訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事を記載します。

#### 19. ハラスメント対策に関する事項

事業者は、高齢者と従業員に対してより良い介護及び職場環境を実現するために、職場及び介護の現場におけるハラスメントを防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ハラスメントを防止するための指針の整備をしています。
- (2) 従業員に対して、ハラスメントを防止するための定期的な研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）によるハラスメントを受けたと思われる利用者や従業員を発見した場合は、速やかに上司及び管理者に報告・相談を行います。

# 個人情報使用同意書

私（利用者及び家族）の個人情報については、下記に記載するとおり必要最小限の範囲で使用することに同意します。

## 記

### 1. 使用する目的

- (1) サービスの申込及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (3) 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所からのサービス等に関する照会への回答

### 2. 使用の条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 事業者は個人情報を使用した会議において、出席者、議事内容等を記録しておくこと

### 3. 使用する期間

契約で定める期間

## 訪問看護・介護予防訪問看護の利用における同意書

事業者は、介護保険（訪問看護・介護予防訪問看護）、医療保険における訪問看護の提供を開始するにあたり、契約者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項一式を説明しました。

- 訪問看護利用契約書
- 重要事項説明書
- 加算・実費に関する説明
- 個人情報の使用に関する同意書

令和 年 月 日

事業者 医療法人慈公会  
住所 埼玉県戸田市笹目南町 20 番 16 号  
代表者 理事長 公平 誠

説明者 職名 看護師

氏名 \_\_\_\_\_

私は本書面により、事業所から訪問看護の利用に際し、重要な事項一式の説明を受け同意いたしました。

ご利用者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族、または上記代理人（代理人を選定した場合）

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (ご家族の場合、続柄 \_\_\_\_\_)